

<資料紹介> 穂積憲法学の教育観：美濃部・杉論争期の穂積八束の動向記事

著者	長沼 秀明
雑誌名	川口短大紀要
巻	30
ページ	218(1)-214(5)
発行年	2016-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000493/

穂積憲法学の教育観

——美濃部・上杉論争期の穂積八束の動向記事——

長 沼 秀 明

解 題

憲法学者として知られる穂積八束（万延元年（二八六〇）～大正元年（一九一三））は、その晩年、東京帝国大学法科大学における自らの後継者たる上杉慎吉と、美濃部達吉との間に生じた、天皇機関説をめぐる、いわゆる美濃部・上杉論争（明治四四～四五年）へ介入し、「国体の異説と人心の動向」を著して（雑誌『太陽』大正元年一〇月号に掲載）天皇機関説を疑問なく受け入れる世論を攻撃しつつ上杉を支援した。この時期、穂積は上杉へ、いくつかの書翰を送って激励するとともに、書翰をつうじて上杉へ自らの見解を率直に語っている（長尾龍一編『穂積八束集』（日本憲法史叢書七）信山社、二〇〇一年に翻刻が掲載）。

これら書翰を読んで、たいへん注目されることは、美濃部の国体

論が「全然誤謬」であり「絶対的に排斥」すべきものとして厳しく批判されるとともに（明治四五年六月一日付）、「美濃部氏ノ弁護ヲスル人モ有之候」として「文部省側ノ人ノ弁明」を激しく糾弾する箇所が見られることである（同年六月二〇日付）。この書翰には「此ノ手紙ハ、必ス御火中被下度。当分秘密ニ候」と書かれており、穂積の本心が語られていると考えてよい。さらに、同月二八日付の書翰にも「火中ニ投入被下度候」とあり、「裏面ニテ、頗ル強硬ニ或手段ヲ取り居候。極内密ニ御話申上候」「文部大臣トモ相談」と述べられている。

ところで穂積は、教育との関わりがきわめて大きい人物である。

この時期を見れば、明治四三年一二月に全国師範学校修身科教員講習会で、四四年五月には東京府小学校長修身科講習会で、それぞれ講演し、修身科教育の權威とみなされていた。さらに明治四四年七月には、文部省が主催した、師範学校・中学校・高等女学校等の教

員講習会において「国民道德の要旨」という講演を行なっている。しかも、この同じ講習会では、穂積憲法学を徹底的に批判する立場の美濃部達吉による連続講義も行なわれたのであった。

本稿では、主として美濃部・上杉論争が開始された明治四四年（一九一）の穂積八束の動向に関する新聞記事のうち、南北朝正閏問題を軸とする日本の国体に関する穂積の言動を示す記事を紹介し、この時期の穂積憲法学の教育観を解明するための基礎資料を提供する。

明治四四年は、一月に大逆事件の判決が下され、同月中に幸徳秋水らの死刑が執行された年である。三月には、日本最初の労働立法といわれる工場法が公布された。日露戦後の日本社会は、大きな動揺を見せていた。南北朝正閏問題は、このような時代状況のなかで起こったのである。文部省は同年七月、南朝正統論にもとづいて、国定教科書『尋常小学日本歴史』の改訂を決定するが、本稿に紹介する新聞記事に見られるとおり、この決定に至る経緯は、きわめて複雑であり、憲法学者穂積八束が果たした役割は決定的に大きいといえる。穂積の主張する「主権不可分」の憲法論からすれば、南北朝の対立は憲法の精神に反するものであった。穂積憲法学が初等教育へ与えた影響は、あまりに大きい。穂積憲法学の主権論については、さらなる検討が必要である。別稿を期したい。

なお、新聞記事の抽出にあたっては、読売新聞社による新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」を使用した。また、記事中のルビ

は原則として省略するとともに、漢字は常用漢字にあらためた。

資料

『読売新聞』明治四四年一月八日

▲御講書始講目

来る十日午前十時より宮中鳳凰間に於ける御講書始進講の光栄を得たる穂積法学博士三島文学博士より昨七日左の講目を畏き辺りに捧呈せり

一 漢書 周易大有の卦 三島 毅

一 洋書 希臘及び羅馬の古典に類はるゝ

祖先崇拜の事蹟 穂積 八束

尚国書進講の光栄者なる京都第一高等女学校教諭猪熊・夏樹氏は今明日中に其講目を闕下に奏上する由

『読売新聞』明治四四年一月二日

▲御講書始

聖上皇后両陛下には予て仰出されたる如く昨十日午前十時鳳凰の間に出御御講書始を行はせられたり参列者は徳大寺侍従長、渡辺宮相、中村侍従武官長、香川皇后宮大輔、山内皇后宮主事、市来宮内書記官、近藤、上野、森各宮内大臣秘書官及び侍従武官、侍従、女官等にして、両陛下には順次左記進講を聞召され畢て正午入御相成り進

講の三氏に対し酒饌並に御目錄及び白羽二重を賜はりたり

一洋書

東京帝国大学法科
大学教授法学博士 穂積 八束

(希臘、羅馬の大典に顕はるる祖先崇拜の事蹟)

一漢書

東宮侍講文学博士 三島 毅

(周易大有之卦)

一和書 (出雲風土記国引の條)

京都府立第一高
等女学校教諭 猪熊 夏樹

(所以鶚意字者より蘭之長漬是也迄)

『読売新聞』明治四四年三月二二日

●教科書委員会開会 教科書調査委員会は本日午後四時より文部省

内新館に開会の筈にて加藤、山川、穂積、波多野、森の諸委員を始

め其他の諸氏出席修身教科書改正の件を審議すべしと

『読売新聞』明治四四年六月二九日

●常任委員又一名

維新史料編纂会にては過般選定せる五名の常任委員の他に更に一名を増し穂積八束氏を以て之に充つる事に確定したりと

『読売新聞』明治四四年七月一三日

●歴史の論争点 (本日の委員会開会)

歴史教科書原案に対し委員穂積八束古澤滋諸氏が主権不可分其他の理由を以て北朝の史実を根底より抹殺し足利市の正当將軍は義満以下十一代に限らんとする修正説を主張せるは屢々既掲を経たる處なるが去る七日総会の席上小牧昌業氏先づ光圀卿修史当時の同様困難なるを述べて又之に反対し田中荻野二博士の如きは憤然辞意をさへ洩らしたれば加藤男も議長席を退きて「西洋史はいざ知らず日本歴史は理論一点張りにて解釈すべからず南北朝の事到底矛盾を免れざるは已むを得ず」と曰ひて之に賛成したる程なれば愈々本日の総会には穂積八束氏及び其一派たる清水澄小笠原長生子等は捲土重来の勇氣を以て奮闘すべく従ひて紛々紜々容易に終結を見ざるべし要するに刻下委員会の論点は南北朝に関する根本義の循環に在るなり

『読売新聞』明治四四年七月一四日

●歴史総会紛乱

教科書委員総会は昨日午後二時文部省新館樓上に開会先づ女子用高等読本巻一に付芳賀博士の説明あり之に対する二三の質問及び希望起り全く可決確定す尋で

▲歴史教科書南北朝問題に移り前回来の包圍攻撃に対する穂積博士の一括せる弁解あり例の如く皇位不可分の觀念を基礎とし初等教育に於ては断じて兩朝対立の矛盾を示すべからず結局北朝は臣下に

列せしむべきと主張したるに

▲加藤老博士昂然起ち之を駁すらく氏の論や義理透徹すと雖北朝は当時事実にて天皇たるのみならず畏くも今上陛下亦其後胤に在しませば吾人情実をも酌まざるべからずと乃ち市村田中両博士も亦交々起ちて犀利なる論鋒を穂積博士に向け公議堂々満場均しく耳を時てたるが何時果つべくもあらざれば次回を期して散会せり想ふに刻下論議の岐るる所は南北朝の根本義に關し史料派と旧思想との衝突にして各慎議決戦を期すれば

▲今後猶兩三回の紛争を重ねべく未だ大勢の何れに帰すべしとも予測すべからず此日会せし者渡部図書局長小笠原子爵辻船越兩男大島少將、井上(通泰)山川、三宅、荻野、清水諸博士湯原、中川、牧瀬、横山等諸委員総数廿八名に及べり

『読売新聞』明治四四年七月一日

●歴史改訂と当局

歴史改訂に關し委員間に大争論あり各派の総大将たる穂積加藤の兩博士は俱に病を推して親ら所信を吐露し飽くまで審議を盟約したれば本月中には決定を見るべくもあらず従ひて同教科書の製本は間に合はずして結局来学年の使用に支障を生ずべき懸念あり当局者は少なからず苦悶の態なり

『読売新聞』明治四四年七月一日

●歴史修正経過

▽兩派主張点の相違

▽南北朝説又た優勢

▲国定歴史教科書の改訂に就ては既に屢々報ずる如く部会に於て七八回も論戦の花を咲かし今又総会にて諸種の意見出で来り居り本日午後より開かるゝ第三回の総会にても、議長にして無理に決を見る能はず、今後猶ほ数回の会合を要すべく察せらる、而して何が故に該教科書委員会は斯く迄に論議沸騰する乎、其の改訂せらるべき部分は既に南朝正當主義に拠ることとなり居るに拘はらず爾かく多大の論議を惹き起すは抑も如何なる点に基くか乞ふ少しく之を明にすべし、蓋し該委員間には

▲一種の感情に支配せられ居る者あり即ち穂積八束博士が従来常に「予は宮内省の意思を代表す」といはんばかりの態度にて教科書委員会に臨み事大小の区別なく干渉する風なるに對し甚しく反感を抱く者鮮からざるが如し、而かも之に對して穂積氏は古澤其他一味の声援を得て一層其所説を固持せんとするあり従つて議論感情に馳せ、一の称ふる所は他が必ず根本迄之を覆さんとするの氣勢に支配され居れり是実に論議紛糾の第一因

▲次に議論の分歧点は如何なる處にあるかと云ふに穂積氏の「主權不可分」の憲法論よりせば遂に史実を抹殺するの結果を来さしむるものあり、南北朝兩朝の対立は我憲法の精神に違反する事となる、

之に対して他の人々は反対の意見を有し「憲法の理論は過去の史実を抹殺す可からず」となし吉野朝と改めたる。委員会の議を翻して矢張り南北朝分立の文字を使用せざる可からずとなす者多く

「若し憲法が過去の史実を抹殺せざる可からずとせば、此は単に南北朝時代のみに限らず其他の場合にも不合理の場所あり」

とて一例として後鳥羽天皇の場合を引証する某委員もあり、其結果復も南北朝とするの議優勢となれり更に又

▲南朝・正統主義 は聖鑑によるとして、然らば北朝の天子を如何に取扱ふ可きかが重大の論点たり、乃ち穂積氏の解釈にては

「既に南朝方が正統にして又主権は一のみなりとせば北朝は將軍の巨魁に擁せられたるものにて其意を教科書中の文字に表はさざる可からず」

との議論なるが反対者は

「如何に北朝方とはいへ我 今上陛下の御祖先を賊軍扱ひにするは臣子の人情に於て忍びざる所なりとて尊氏は賊將とするも、天下に対しては十分尊敬を表する待遇を為さざる可からず」

となす、加藤博士を初め此種の見解を有するもの多数にして其結果教科書の文字に就て、光明天皇をば「尊氏に擁せられて光明天皇を称す」といふ意味に書くか単に光明帝又は光明院とのみ書くか或は親王名を書して其下に割註にて光明天皇とか帝とか書せんとの諸説出で何れも相当の理屈ある事なれば議容易に一決せざる次第なり

▲而して本日の総会にて此等の諸点が復又繰返されて議論せらる

べき次第なるが本月中に決せずんば教科書供給上の差支を生ずる次第もあり文部当局は早々議決を見んことを欲し居れるも委員中には本問題は重大問題なれば一月や二月を争ふに要なしと主張する者あり、或は講習会又は旅行に出でんと欲する者もあれば此問題は本日の形成次第にては或は九月以後に延期せらるるやも知れず尤も二三の有力者は議論は最早尽き居れば多数決にて決定す可しといふされど又他面には多数決にて決定するも此議決が果して採用せらるゝ否や不明の点もあれば文相をして今一度委員会に出席せしめ一種の暗雲を掃蕩せしめざる可からずと主張し居るものもあり形勢寔に混沌たりと謂ふ可し

『読売新聞』明治四五年一月二五日

●辞令 昨日左の如く任命ありたり

東京帝国大学法科大学教授

法学博士 穂積八東

依願東京帝国大学文官普通試験委員を免す

東京帝国大学法科大学長

法学博士 土方 寧

東京帝国大学文官試験委員長を命ず

(提出日 平成二八年九月二八日)